

マイナポータルを利用した離職票の受け取り FAQ

【被保険者の方向け FAQ】

Q1 マイナポータルで受け取った離職票の電子データ（PDF ファイル）は、印刷してハローワークに持って行く必要がありますか。

A1 離職票の電子データ（PDF ファイル）をスマートフォン等の画面に表示し、ハローワークの窓口で提示いただければ、印刷する必要はありません（※）。なお、印刷してお持ちいただければお手続きがスムーズです。

※ マイナポータル経由ではなく、事業所から電子メール等で受け取った離職票の電子データについては、印刷してからハローワークにお持ちください。

※ 運輸局で受給資格決定を受ける船員の方は印刷してお持ちいただく必要がございます。

Q2 マイナポータルで受け取った離職票はいつまで閲覧・ダウンロード可能ですか。

A2 5年間はマイナポータルの「お知らせ」から閲覧・ダウンロード可能です。

Q3 マイナポータルで受け取った離職票を誤って削除してしまったのですが、どうすれば良いですか。

A3 ハローワークの窓口で写しをお渡ししますので、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちの上、お近くのハローワークへご来所ください。

Q4 マイナポータルで離職票を受け取るためには、離職のつど、マイナポータルから「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行う必要があるのでしょうか。

A4 一度「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を完了すれば、その後設定を解除するまでは引き続き有効です。

Q5 「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を解除するにはどのようにすれば良いでしょうか。

A5 マイナポータルの「雇用保険 WEB サービス」から「連携解除」を行ってください。

Q6 離職票はどのくらいでマイナポータルに送信されますか。

A6 事業所が電子申請により離職手続きを行い、ハローワークにて処理を行いしだい、マイナポータルに送信されます。事業所による離職手続きの期限は離職日の翌々日から 10

日以内となっていますので、離職票が届かない場合はまず事業所にお問い合わせください。

Q7 事業所が電子申請により離職手続きを完了し、「離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております」のメッセージが事業所に届いたと聞いていますが、私のマイナポータルには離職票が届いていません。どのようにすれば良いでしょうか。

A7 マイナポータルのお知らせ容量が上限を超えていること等により送信エラーとなっている可能性があります。お手数ですがハローワークの窓口でお問い合わせください。送信エラーとなっている場合にはハローワークの窓口で交付いたしますので、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちの上、お近くのハローワークへご来所ください。

Q8 マイナポータルで離職票を受け取ったのですが、スマートフォンやパソコンの不具合等により離職票を閲覧・印刷することができなくなりました。

A8 ハローワークの窓口で写しをお渡ししますので、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちの上、お近くのハローワークへご来所ください。

【事業所の方向け FAQ】

Q9 マイナポータルで離職票を受け取ることができる仕組みはいつスタートしますか。

A9 令和7年1月20日（月）以降、ハローワークが処理した電子申請のうち、対象の離職者がマイナポータルと「雇用保険 WEB サービス」の連携設定を完了している場合に離職票がマイナポータルに送信されます。

Q10 離職票以外にマイナポータルに送信される公文書はありますか。

A10 電子申請で離職手続きを行った場合に離職者用として発行される公文書はすべてマイナポータルでの交付対象となります。具体的には次のとおりです。

- ・ 離職票 - 1 ・ 資格喪失確認通知書（被保険者用）
- ・ 離職票 - 2
- ・ 雇用保険被保険者期間等証明票
- ・ 雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書（※）

※離職手続き時に氏名変更が行われた場合のみ対象

Q11 マイナンバーの登録を行っていない被保険者について資格喪失届にマイナンバーを記載して提出した場合は、対象となりますか。

A11 マイナンバーの登録にはハローワークにおける確認作業が必要となるため、資格喪失届にマイナンバーを記載いただいても離職票発行までの間にマイナンバーを登録することができず、対象とはなりません。大変お手数ですが資格喪失届提出の2週間程度前までにマイナンバーの登録手続きを行ってください。

Q12 離職者がマイナポータルと「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行っていない場合は、事業所が電子申請により離職手続きを行ってもマイナポータルに離職票は送信されないのでしょうか。その場合はどのように離職票を離職者に交付するのでしょうか。

A12 離職者の方がマイナポータルと「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行っていない場合は、事業所が電子申請により離職手続きを行ってもマイナポータルに離職票は送信されません。この場合には従来どおり離職票を事業所にお送りしますので、離職者の方にお送りください。

Q13 離職者がマイナポータルと「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行っており、事業所が電子申請により離職手続きを行ったにもかかわらず、離職者本人のマイナポータルに離職票が送信されていないようです。どのようにすれば良いのでしょうか。

A13 離職者の方のマイナポータルのお知らせ容量が上限値を超えている等により送信エラーとなっている可能性があります。送信エラーとなっていることをハローワークで確認した場合には、ハローワークから事業所を通じて離職者の方にご連絡いたします。